

平成29年度鳥取県食品衛生監視指導計画(案)に対する意見

監視指導・食品検査

	意見	回答・方針
1	生産から消費に至る各段階で、事業者の衛生管理が適正に行われていることを確認してほしい。	食品の製造、調理、販売などを行う事業者に対し、業種ごとに目標監視回数を定め、計画的に立入検査を行っている。
2	イノシシ肉の流通について、施設での温度管理等をしっかりと指導してほしい。	野生獣肉(イノシシ、シカ等)の処理施設を重点監視対象施設に位置付け、年1~2回の立入検査を行っている。
3	りんごや大根等は皮も一緒に食べるとよいので、残留農薬検査をしっかりとしてほしい。	国が定めた残留農薬試験法に基づき、梨などの果実、大根などの根菜類は皮ごと検査試料として分析を行っている。
4	輸入食品の監視指導を強化するため、国の輸入食品の担当部局である輸入食品安全対策室とも連携してほしい。	輸入食品安全対策室は厚生労働省生活衛生・食品安全部内の組織であり、連携できる体制をとっている。
5	行政が事業者や消費者へ啓発することにより、重大な事案が発生しないように徹底してほしい。	事業者や消費者には、機会をとらえて情報提供し、啓発を行っている。
6	農薬の適正使用の基準について疑問に思うことがある。	農薬には使用基準及び残留基準が定められており、法律に定められている基準が適正に遵守されているかどうかを確認している。
7	生産者から消費者までの様々な立場の人たちと意見交換及び情報交換をして、その意見を監視指導計画及び施策に反映させてほしい。	生産者、製造者、消費者等の様々な立場の人たちで構成させる鳥取県食の安全推進会議を開催し、意見を反映させている。
8	消費者との意見交換や情報提供をして食の安全安心に取り組んでほしい。	消費者との意見交換、情報提供は引き続き行っていく。

平成29年度鳥取県食品衛生監視指導計画(案)に対する意見

食中毒予防対策

	意見	回答・方針
9	以前サバとイワシを食べてアニサキス食中毒になった。加熱して食べるなどの予防方法を消費者に知らせることが大切。	アニサキス食中毒の予防方法を県政だより、新聞、パンフレットなどで情報提供しており、消費者向け講習会などでさらに周知を図っていく。
10	食中毒予防の啓発方法はホームページや広報誌が中心となっており少し緩い。啓発活動やパンフレット配布で広められる。	食中毒の発生状況や予防方法を解説したパンフレットを消費者に対して配布するとともに、衛生講習会や意見交換会などで啓発を行っていく。
11	自然毒(毒キノコ、フグ等)による食中毒を予防するため、パンフレット等で消費者に情報提供してほしい。	自然毒による食中毒の注意喚起を時期をとらえて県政だより、新聞、パンフレットなどで情報提供している。
12	食中毒注意報が発令されるとメールが送られてくるので、継続して行ってほしい。	食中毒注意報発令時の注意喚起メールは引き続き実施する。

HACCP(ハサップ)

	意見	回答・方針
13	HACCP制度の内容や認定施設の情報をホームページ、パンフレットなどで県民へ周知してほしい。	県版HACCP認定施設をホームページで公表するとともに、パンフレットを作成して消費者、事業者への周知を図る。

その他

	意見	回答・方針
14	監視指導を行う施設の名称がわかりにくい。	県の組織名称を変更するのは困難だが、保健所名を記載しわかりやすくした。
15	昨年度から廃止になった項目の記載がない。大きく変更になる点については、理由をつけて記載してほしい。	次年度の計画から対応する。
16	意見募集期間の設定を1ヶ月程度にしてほしい。	次年度の計画から対応する。